

小樽市行政評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小樽市自治基本条例（平成25年条例第34号）第22条の規定に基づき、行政評価に関する制度の基本的な事項を定めることにより、行政評価の円滑な実施とその結果の適切な活用及び市民への情報提供を図り、もって、市民ニーズや社会の変化に対応した、より効果的かつ効率的な行政運営の推進並びに行政評価制度及び行政運営に関する客観性や信頼性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 行政活動の基礎的な単位をいい、原則として予算事業を指す。
- (2) 施策 事業の上位目的となる概念で、行政の大局的な目的である政策を実現するための具体的な方針となるものをいい、第6次小樽市総合計画基本計画の「まちづくり 5つのテーマ」を構成する33の施策を指す。
- (3) 行政評価 事業に関して行う評価（以下「事業評価」という。）及び施策に関して行う評価（以下「施策評価」という。）をいう。

(行政評価の対象)

第3条 行政評価の対象となる事項は、事業評価にあつては、別表で定める評価対象外事業を除くすべての予算事業とし、施策評価にあつては、すべての施策とする。

(行政評価の方法)

第4条 行政評価は、毎年度、評価を行う事業及び施策をあらかじめ選定し、次に掲げる手順に従い、実施するものとする。

- (1) 一次評価（第3条に規定する行政評価の対象事項を所管する各部局が行う自己評価をいう。以下同じ。）
- (2) 市民参加による意見等の聴取（一次評価を行った施策の中から、小樽市行政評価市民会議設置要綱に基づき設置される市民会議において対象施策を選定し、当該市民会議から当該施策の一次評価に対する意見や提案を徴し、市長に対して報告を行うことをいう。）
- (3) 二次評価（前各号の結果を踏まえ、市政全般に係る総合的な観点から行う評価をいう。）

2 行政評価の実施に当たり、前項に定めるもののほか、評価項目、評価の視点その他必要な事項は、実施の都度、別に定める。

(市民意見)

第5条 市民は、市長に対し、行政評価の結果及び行政評価制度について意見を述べることができる。

(評価結果及び市民意見の活用)

第6条 市長は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、その

結果及び市民の意見等を踏まえ、改善又は見直しの検討を行い、その後の事業及び施策の推進に反映させるよう努めるものとする。

2 市長は、市民の意見等を受けて、行政評価制度の改善に努めるものとする。
(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

評価対象外事業

義務的経費（人件費・扶助費・公債費）、法令等に基づく事務事業で市に実施や事業内容についての裁量の余地がない事業、市民サービスへの効果が及ばない市の内部管理事務などの以下の事業は、評価の視点等（妥当性等・有効性・効率性）に基づく点検、評価にならないことから、対象外事業とする。

- ①人件費（職員給与費、嘱託員報酬、議員・委員報酬、社会保険料、議員共済負担金等）
- ②社会保障に関する法令等に基づく扶助費などのほか、国・道の制度に基づく義務的な経費
- ③公債費
- ④遺族・障害年金
- ⑤国・道からの補助等による事業（国・道の補助金・負担金が特定財源となり、一般財源による負担がないもの）
- ⑥国・道直轄事業負担金
- ⑦国・道からの受託事業
- ⑧基幹統計費
- ⑨過年度で定めた債務負担行為に基づき、実施内容・期間、事業費限度額等が確定している事業
- ⑩国・道の制度で、法令等に基づき、負担が義務付けられている負担金・交付金
- ⑪一般管理・施設関係経費（市の内部の庶務事務経費、庁舎・施設・機器等の管理・運営・維持経費、臨時雇用者賃金のみの事業。）
- ⑫事業期間が限られている建設・大規模改修事業
- ⑬特定目的基金への積立金、他会計への繰出金
- ⑭他会計等借入金償還金
- ⑮税等過誤納還付金
- ⑯特別会計における租税公課費